

その行為、 犯罪です!



次のような行為は、法律で禁止されています。絶対にやめましょう。

① 口座の売買・譲渡

「銀行口座を売って欲しい」と言われ、口座開設して通帳やキャッシュカードを売った。 → その口座は、詐欺や不正送金に利用されます。

② 携帯電話の不正売買

「携帯電話を売って欲しい」と言われ、携帯電話を契約して携帯電話会社の承諾なく売った。 → その携帯電話は、詐欺などに利用されます。



③ 不正送金

インターネット掲示板に「お金を振り替えるだけのアルバイト」と書かれているのを見て申し込み、預金の入出金、振替を行った。
→ そのお金は、詐欺や不正送金の被害金です。

④ 不正配送

アルバイトのつもりで、自宅に送られてきた荷物を別の場所に転送した。
→ その荷物は、詐欺などの被害品です。



⑤ 偽造クレジットカードの利用

アルバイトのつもりで、渡された他人名義のクレジットカードで買い物をした。
→ そのクレジットカードは、偽造されたものです。

⑥ 不法就労

「楽で稼げる仕事だ」と言われたのに、実際は辛くて低賃金だった。パスポートなども取り上げられ、全く自由がなくなった。
→ 万引きなどの犯罪行為を指示されることもあります。



「簡単にお金を稼げたかった」という安易な考えから犯罪に手を染めた結果、たくさんの被害者を生み出し、自分も**逮捕、強制送還**されるなど悲しい結末を迎えることとなります。



困ったら警察に
相談してください

福井県警察本部
0776-22-2880 (代表)

